

ローカルルールの改定

1. アウトオブバウンズ

アウトオブバウンズは、白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. 修理地は、白線と青杭をもって標示する。

3. ペナルティーエリア

ペナルティーエリアの境界は、赤杭または赤線で標示し、赤杭の外側を地表レベルで結んだ線または赤線の外側によって定められる。

4. 距離を標示するための樹木は、動かさない障害物とする。

5. 3番及び15番ホールで第1打がアウトオブバウンズとなった場合(事実上確実である場合を含む)、2罰打を加え、プレーヤーは元の球か別の球を前方のドロップゾーンからプレーすることができる。

6. 4番、8番及び12番ホールで第1打がアウトオブバウンズとなった場合(事実上確実である場合を含む)、2罰打を加え、プレーヤーは元の球か別の球を前方の特設ティーよりプレーすることができる。なお、プレーヤーは暫定球について同様の救済を受けることができる。ただし、この救済は、委員会が指定した競技ではこの限りでない。

7. 14番ホールのフェアウェイバンカーの右側の赤杭の外側は14番ホールに対するレッドペナルティーエリアとし、かつプレー禁止区域とする。プレーヤーの球がこのペナルティーエリアに入った場合(事実上確実である場合を含む)、追加の選択肢として1罰打を加え、プレーヤーはペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定される地点に最も近いドロップゾーンに、元の球か別の球をドロップすることができる。

8. 18番ホール右側の水域はペナルティーエリアとする。プレーヤーの球がこのペナルティーエリアに入った場合(事実上確実である場合を含む)、追加の選択肢として、1罰打を加え、そのペナルティーエリアの反対側にペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定される地点よりホールに近づかず、プレーヤーは元の球か別の球をドロップすることができる。

9. 目的外グリーン(カラーを含む)及びカート道路はプレー禁止区域とし、完全な救済のニアレストポイントを基点とした救済エリアからプレーしなければならない。

10. ローカルルールの追加または変更は、随時クラブハウスに掲示し掲示のあった日から効力を発する。

適用開始: 2019年4月1日より

多治見カントリークラブ 運営委員会